

居宅介護支援事業所重要事項説明書

居宅介護支援とは…

ご自宅で生活を営んでいる利用者が介護サービスを利用できるよう、利用者のご要望に沿って介護支援専門員（ケアマネジャー）が計画を立て、適切にサービスが提供されるようサービス提供事業者等と調整を図ることをいいます。

1. 当事業所の概要

(1) 名称等

法人種別	社会福祉法人 のじぎく福祉会
事業所名	特別養護老人ホームのじぎくの里
所在地	兵庫県高砂市北浜町西浜 7 7 3 - 3
代表者	理事長 栗原 英治
指定年月日	平成 1 5 年 9 月 1 5 日
指定番号	兵庫県指定 第 2 8 7 2 1 0 0 3 2 2 号
サービスを提供する実施地域	高砂市内全域、姫路市東部（市川以東）※

※上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

(2) 職員体制及び担当者

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務内容
※管理者	1 名	0 名	1 名	事務所の管理・運営
介護支援専門員	3.5 名	0 名	3.5 名	以下の記載業務

※管理者は主任介護支援専門員を兼務しています。

担当支援専門員名	
----------	--

(3) 営業日及び休日

営業日・営業時間	月～土曜日 午前8時30分から午後5時30分
連絡先	079-247-9210
休日	原則 日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）
営業時間外の連絡	079-247-9200 ※緊急を要する場合は、担当者に連絡を取ります。

(4) 事業の目的

介護保険法令の関係に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるようサービスを提供します。

(5) 事業所の運営方針

利用者の心身の状況、環境に応じて、利用者自ら選択に基づき適切なサービスが受けられるよう配慮します。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場になって公正中立なサービスを提供します。

2. 介護支援専門員による主なサービス内容及び手続きの説明

当事業所は、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスが確保されるようサービス提供事業者と調整を行い、その他必要な便宜を図ります。事業内容は以下のとおりです。

(1) 相談から居宅サービス計画作成まで

当事業所の居宅介護支援についての内容に同意いただき、契約を締結します。担当の介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等と面談相談を行い、課題分析（アセスメント）をもとに、複数の事業者の選択が行えるよう居宅サービス計画の原案を作成します。またサービスが円滑に提供されるようサービス提供事業者等と連絡調整を図ったうえで、計画書に位置づけた理由、サービスの種類、内容、利用料等について説明します。そして利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を決定します。

(2) サービス実施経過観察とモニタリング

居宅サービス計画作成後は、1ヶ月に1回、又は情報通信機器を利用する場合は2ヶ月に1回は利用者のお宅に伺ってサービス内容が適切であるかなどについて話し合い、継続した経過の把握に努めます。そしてサービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。

また、計画に沿ったサービスが円滑に提供されているかサービス提供事業者等と連絡を取り、状況に応じてサービス担当者会議を行うなど連絡調整を図ります。

(3) 居宅サービス計画の修正、見直し

利用者の状態に変化があれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請など必要な支援を行います。(新規・更新認定申請の援助も同様に行います。)

(4) 居宅での生活継続が困難な場合

利用者が介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)への入所を希望された場合、利用者に介護保険施設の紹介その他支援を行います。

(5) 医療と介護の連携

入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供していただき退院時への連携に努めていきます。

医療系サービスを利用の際には主治医等の意見をもらい、主治医には居宅サービス計画書を交付いたします。

介護支援専門員が把握した利用者の状態などに関する情報は利用者やその家族と相談の上、主治医等に情報を提供いたします。

3. プライバシー(個人情報)の保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やその家族に関して知り得た情報についてはサービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して漏れないようにします。今後のサービス提供にあたって、利用者等の情報を他の業者等と共有する必要がありますので、別添「個人情報取り扱いに関する同意書」に同意いただきますようお願いいたします。

4. サービス利用料及び利用者負担額

(1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料については、利用者の負担はありません。(事業所が法律の規定に基づいて介護保険から法定代理受領を行った場合)

※ ただし、介護サービス計画を受けることについて予めお住まいの市町に届けていない場合や介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書をお住まいの介護保険窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

【居宅介護支援費（利用者のご負担ではありません）】

	要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援費（I i） （※取扱件数0～44件）	11,088円/月	14,406円/月
居宅介護支援費（I ii） （※取扱件数45～59件）	5,554円/月	7,187円/月
居宅介護支援費（I iii） （※取扱件数60件以上）	3,328円/月	4,267円/月

※上記の居宅介護支援利用料は、介護認定更新後要介護度に変更があった場合、利用料金は改訂される。

※取扱件数は介護支援専門員一人あたりの平均件数をいう。

初回加算	3,063円/月	1件当たり
------	----------	-------

新規に居宅介護支援並びに要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対して居宅介護支援を行った場合。

入院時情報連携加算Ⅰ	2,552円/月	1件当たり
------------	----------	-------

入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（個人情報使用同意が必要となります。）

入院時情報連携加算Ⅱ	2,042円/月	1件当たり
------------	----------	-------

入院した日の翌日、又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（個人情報使用同意が必要となります。）

退院退所加算	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	4,594円	6,126円
連携2回	6,126円	7,657円
連携3回	—	9,189円

病院又は診療所、介護保険施設等を退院・退所をして居宅介護支援を利用するにあたり、担当する医師、看護師又はソーシャルワーカー等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合（入院入所期間中に1回を限度。初回加算との同時算定不可）

通院時連携加算	510円/月	1件当たり
---------	--------	-------

ターミナルケアマネジメント加算	4,084円/月	1件当たり
-----------------	----------	-------

特定事業所加算Ⅰ	5,298円/月	1件当たり
特定事業所加算Ⅱ	4,298円/月	1件当たり
特定事業所加算Ⅲ	3,297円/月	1件当たり
特定事業所加算Ⅳ	1,163円/月	1件当たり

主任介護支援専門員を配置・法廷研修における実習生協力事業所・他居宅介護事業所との事例検討会開催など厚生労働大臣が定める一定の基準に該当する場合

特定事業所医療介護連携加算	1,276円/月	1件当たり
---------------	----------	-------

（２）交通費

介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問する必要がある場合は、交通費の実費として、施設から5km毎に100

円を請求します。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 変更時

介護保険制度改正などで単位・加算体制の変更が生じた場合には、予め文書でお知らせのうえ、必要と認められた単位等に関して利用者または家族等に説明し、円滑にサービス提供ができるように努めます。変更内容に同意いただける場合は、本契約書及び重要事項説明書の一部の変更を示す書類を提示し、それに署名押印をいただくことで契約更新をします。

5. 介護支援専門員の交代

① 利用者からの交代の申し入れ

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

② 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお問い合わせください。

特別養護老人ホームのじぎくの里（居宅介護支援事業所）

079-247-9210

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

利用者は事業所に対し、契約書に記載したとおり文書で解約する7日前までに事業所に届けることによって、この契約を解約することができます。（当事業所内で担当の介護支援専門員を変更することもできます。）

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所は、事業廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、解約をすることができます。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が滞りなく介護保険を利用してサービスを受けることができるように手配します。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が自立もしくは要支援1・2と認定された場合
- ・利用者が当事業所の営業範囲から著しく離れた地域に転居した場合
- ・利用者が死亡した場合

7. サービス方針

- (1) 事業所は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を締結した後、利用者の希望を基礎として居宅サービス計画を作成させていただきます。
- (2) 居宅介護支援にあたって、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて利用者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に適用されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適用されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。

※当事業所の介護情報公表システムの運営状況について別紙のとおり

- (4) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整、担当者会議その他便宜提

供を行います。

8. 相談、要望、苦情等の窓口

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

《苦情相談窓口》

電話番号：079-247-9210

担当者：木村 身江子（管理者）

苦情解決責任者：中條 あゆみ（施設長）

第三者委員

中村 昌由 電話 090-7762-9350

宗行 正明 電話 080-3137-5529

受付担当：月曜～金曜 午前8時30分 から 午後5時まで

《損害賠償》

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所は「社会福祉法人のじぎく福祉会」加入の保険の範囲内において賠償します。

9. ハラスメント対策

- ① 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 身体拘束に関する事項

- ① 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ② 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録するものとします。

11. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限度の範囲内で使用することとし、同意を得ない限りは用いりません。

① 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

② 使用にあたっての条件

個人情報の提供は①に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

③ 個人情報の内容

事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。

認定調査票・主治医意見書・介護認定審査会における判定結果の意見。

④ 使用する期間

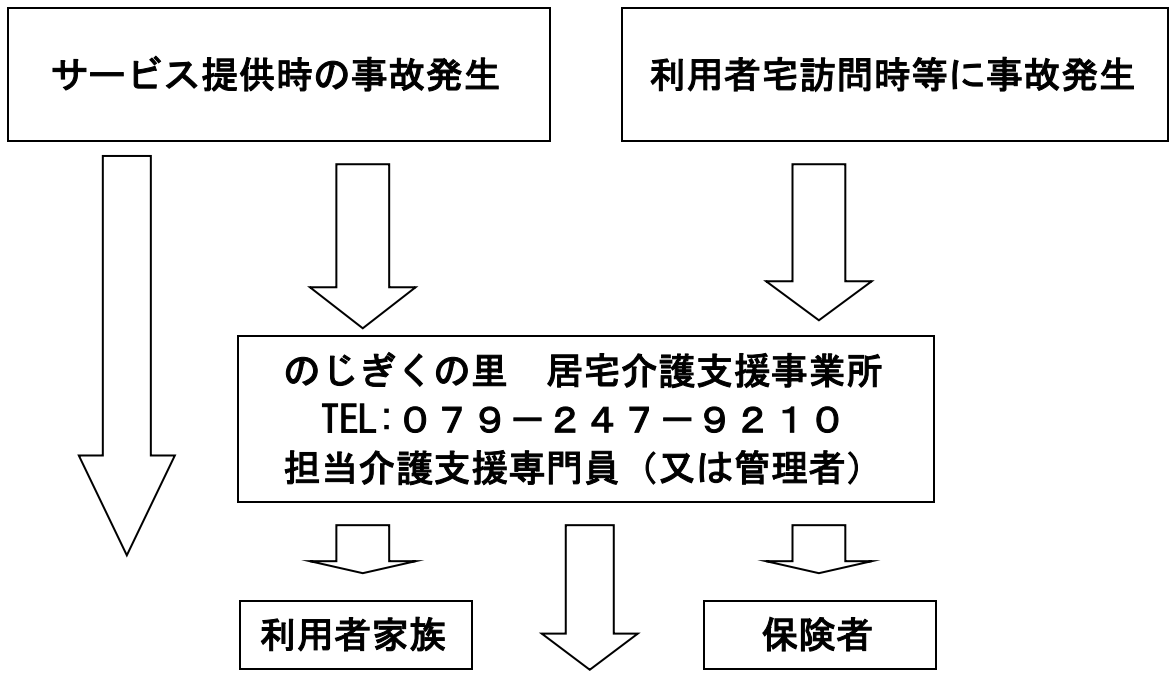
契約締結日から契約終了日までとします。但し給付管理業務、その他個人情報の必要な事由が発生した場合は使用することとします。

12. 事故・苦情発生時の対応

当事業所の居宅介護支援の提供によって事故、又は苦情が発生した場合、及び当事業所の作成したケアプランにより受けたサービスによって事故、又は苦情が発生した場合には、速やかに下記の連絡をとり対応します。

(1) 公的機関の苦情受付

- ① 高砂市介護保険課 079-443-9063 (直通)
- ② 姫路市介護保険課 079-221-2923 (直通)
- ③ 兵庫県国民健康保険団体連合会 079-332-5617



救急者、病院、主治医、他サービス関係者等

- ・ 高砂市消防署 079-448-0119 ・ 高砂市民病院 079-442-3981
- ・ 順心病院 079-437-3555 ・ 井野病院 079-254-5553

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 所在地 高砂市北浜町西浜 7 7 3 - 3
名 称 特別養護老人ホームのじぎくの里
(居宅介護支援事業所)

説明者 印

私は、本書面より事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

私は、利用者本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

代理人 住 所
氏 名 印
(本人との続柄)